

令和7年8月7日

長野労働局長
三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会
会 長 山本 恭子

長野県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月3日付け長野労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額948円）は令和5年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、別紙3のとおり、政府に対して強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間1,061円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年10月 3 日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 4 8 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和 5 年度

(3) 生活保護水準（令和 5 年度）

生活扶助基準(第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費)の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (96, 121円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

948円 (長野県最低賃金) ×173. 8 (一箇月平均法定労働時間数)

×0. 807 (可処分所得の総所得に対する比率) =132, 963円

※令和 7 年 7 月 22 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配付資料で示された比率

長野地方最低賃金審議会総意の政府に対する要望について

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

- 2 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるように周知広報の強化及び制度の拡充を図ること。

さらに、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化に努めること。

- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

- 4 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。